

## 放射性同位元素等規制法に基づき検査等の業務を行う 登録機関に対する令和2年度立入検査結果

令和3年6月9日  
原子力規制庁

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射性同位元素等規制法」という。）に基づき検査等の業務を行う登録機関に対する令和2年度立入検査の実施結果について、「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領（平成25年7月3日原子力規制委員会決定）」（以下「立入検査実施要領」という。）<sup>（参考）</sup>8（2）に基づき、次のとおり報告する。

### 1 検査対象

現在、放射性同位元素等規制法に基づく登録機関は19機関ある。これらの機関に対する立入検査は、立入検査実施要領3に基づき、原則として、登録若しくは登録の更新又は直近の立入検査を行った日から概ね2年以内に実施することとしており、令和2年度の対象として、5機関に対して立入検査を行った（別紙1参照）。

### 2 検査内容

「登録認証機関等に対する立入検査ガイド（平成29年12月13日原子力規制委員会決定）」に定められたもののほか、前回（平成30年度）立入検査を実施している機関においては、その指摘事項に対する対応状況を確認した。

### 3 検査結果

主な立入検査結果は、別紙2のとおりであり、放射性同位元素等規制法第41条の10に規定する適合命令、同法第41条の11に規定する改善命令、同法第41条の12に規定する登録の取消し等に該当する事項その他の法令違反は認められなかった。

また、これらのほか、改善が必要な事項が認められたことから、当該機関に対しその旨の通知を行うとともに、その改善措置等の対応状況については、今後の立入検査等において確認する。

なお、前回（平成30年度）立入検査を実施している機関において、その指摘事項については、改善がなされていたことを確認した。

## 放射性同位元素等規制法に基づく登録機関一覧

No.	登録区分	機関名	令和2年度 立入検査実施日 (前回実施年度)
1	登録認証機関	公益財団法人 原子力安全技術センター	令和3年4月19日 (平成30年度)
2	登録検査機関	公益財団法人 原子力安全技術センター	令和3年4月14日 (平成30年度)
3		株式会社 放射線管理研究所	— (令和元年度)
4	登録定期確認機関	公益財団法人 原子力安全技術センター	令和3年4月14日 (平成30年度)
5		株式会社 放射線管理研究所	— (令和元年度)
6	登録運搬物確認機関	公益財団法人 原子力安全技術センター	— (令和元年度)
7		株式会社 放射線管理研究所	— <sup>1</sup>
8	登録濃度確認機関	公益財団法人 原子力安全技術センター	— (令和元年度)
9	登録試験機関	公益財団法人 原子力安全技術センター	— (令和元年度)
10	登録資格講習機関	公益財団法人 原子力安全技術センター	— (令和元年度)
11		公益社団法人 日本アイソトープ協会	— (令和元年度)
12		国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	— (令和元年度)
13		一般財団法人 電子科学研究所	— (令和元年度)
14		一般財団法人 放射線利用振興協会	— (令和元年度)

<sup>1</sup> 令和2年7月に業務規程を認可してから現在まで運搬物確認の業務実績はない。

No.	登録区分	機関名	令和2年度 立入検査実施日 (前回実施年度)
15	登録放射線取扱主任者定期講習機関	公益財団法人 原子力安全技術センター	— (令和元年度)
16		公益社団法人 日本アイソトープ協会	令和3年4月22日 (平成30年度)
17		一般財団法人 電子科学研究所	— (令和元年度)
18		公益社団法人 日本診療放射線技師会	— (令和元年度)
19	登録特定放射性同位元素 防護管理者定期講習機関	公益財団法人 原子力安全技術センター	令和3年4月8日 ( — ) <sup>2</sup>

(参考) 各法人別の登録状況は下表のとおり。

(下線部は令和2年度立入検査の対象)

No.	法人名	登録区分
1	<u>公益財団法人原子力安全技術センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>登録認証機関</u></li> <li>・ <u>登録検査機関</u></li> <li>・ <u>登録定期確認機関</u></li> <li>・ 登録運搬物確認機関</li> <li>・ 登録濃度確認機関</li> <li>・ 登録試験機関</li> <li>・ 登録資格講習機関</li> <li>・ 登録放射線取扱主任者定期講習機関</li> <li>・ <u>登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関</u></li> </ul>
2	<u>公益社団法人日本アイソトープ協会</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録資格講習機関</li> <li>・ <u>登録放射線取扱主任者定期講習機関</u></li> </ul>
3	一般財団法人電子科学研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録資格講習機関</li> <li>・ 登録放射線取扱主任者定期講習機関</li> </ul>
4	一般財団法人放射線利用振興協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録資格講習機関</li> </ul>
5	株式会社放射線管理研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録検査機関</li> <li>・ 登録定期確認機関</li> <li>・ 登録運搬物確認機関</li> </ul>
6	公益社団法人日本診療放射線技師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録放射線取扱主任者定期講習機関</li> </ul>
7	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録資格講習機関</li> </ul>

<sup>2</sup> 令和2年度から業務開始

登録機関に対する令和2年度の主な立入検査結果

1 登録認証機関（公益財団法人原子力安全技術センター）

(1) 平成30年度立入検査結果のフォローアップ

(主な指摘事項)

審査体制の問題により設計認証の審査に時間を要している案件（約1年）があることから、審査の効率化及び処理期間短縮に向けた活動を行うこと。

(指摘に対する対応状況)

申請者が円滑かつ適切に申請書類を作成できるよう、その作成手引が整備されるとともに、申請書類を受理してから概ね1か月で処理されていた。

(2) 前回立入検査以降の業務に係る立入検査結果

法令違反は認められなかった。その他改善が必要と認められた事項は次のとおり。

- ① 業務規程の実施体制図に記載されている当該法人全体の組織の中で、当該業務を担当する部署等が明確になっていないことから、当該業務に関わる体制とその役割を業務規程で明確にすること。
- ② 当該機関においては、主任設計認証員の業務に支障が生じないことを前提にその職員が他業務も担当することを認める運用を行っているが、専任の業務に特段支障をきたすものでないことを確認するためのプロセスについて、下部規程に定める等により、明確に確認・評価し意思決定を行うこと。
- ③ 設計認証等の審査の一環として行う実地調査について、調査自体に特段問題となる点は認められなかったが、その手順等を定めたものがないことから、下部規程を整備すること。

## 2 登録検査機関／登録定期確認機関（公益財団法人原子力安全技術センター）

### （1）平成30年度立入検査結果のフォローアップ

#### （主な指摘事項）

許可使用者に対する定期検査で指摘すべき項目について見落としがあったことを踏まえ<sup>3</sup>、業務規程に規定された要領に基づき、厳格に行うこと。

#### （指摘に対する対応状況）

過去の検査や定期確認の不適切事例集を作成し、定期的な検査員会議や検査員勉強会で当該事例集を用いて周知徹底するなど、検査等を厳格に行うための取組が継続的に行われていた。

### （2）前回立入検査以降の業務に係る立入検査結果

法令違反は認められなかった。その他改善が必要と認められた事項は次のとおり。

- ① 業務規程の実施体制図に記載されている当該法人全体の組織の中で、当該業務を担当する部署等が明確になっていないことから、当該業務に関わる体制とその役割を業務規程で明確にすること。
- ② 当該機関においては、主任検査員や主任定期確認員の業務に支障が生じないことを前提にその職員が他業務も担当することを認める運用を行っているが、専任の業務に特段支障をきたすものでないことを確認するためのプロセスについて、下部規程に定める等により、明確に確認・評価し意思決定を行うこと。
- ③ 新型コロナウイルス感染症に関する放射性同位元素等規制法の弾力的な運用として、申請者側の事情により法定期限を超えて検査等を実施したものがあったが、その経緯が示されていないため、明確に記録すること。

<sup>3</sup> 登録検査機関による定期検査では見落とされ、後日、原子力規制庁の放射線検査官による許可使用者への立入検査で発見したもの。

### 3 登録放射線取扱主任者定期講習機関（公益社団法人日本アイソトープ協会）

#### （1）平成 30 年度立入検査結果のフォローアップ

（主な指摘事項）

- ・ 業務規程の受講対象者として記載されていない許可廃棄業者も受講していることから、業務規程を改正すること。
- ・ 補講の対象となる遅刻・早退者について、その対象と措置内容を手順書に規定すること。また、手順書を業務規程に位置づけること。

（指摘に対する対応状況）

上記の各指摘を踏まえた措置を業務規程や下部規程に反映するための変更が行われ適切に対応されていた。

#### （2）前回立入検査以降の業務に係る立入検査結果

法令違反は認められなかった。その他改善が必要と認められた事項は以下のとおり。

- ① 講師の選任及び解任に係る具体的な手続等を定めたものがないため、これを下部規程において規定すること。
- ② 当該業務に関する電磁的記録について保管、廃棄等の管理を行う方法について、業務規程に明記されていないので明記すること。

### 4 登録放射性同位元素防護管理者定期講習機関（公益財団法人原子力安全技術センター）

当該機関に対する立入検査は今回が初めてである。検査の結果、法令違反は認められなかった。その他改善が必要と認められた事項は次のとおり。

- ① 業務規程の実施体制図に記載されている当該法人全体の組織の中で、当該業務を担当する部署等が明確になっていないことから、当該業務に関わる体制とその役割を業務規程で明確にすること。
- ② 業務規程第 2 条第 2 項の規定に基づき、当該業務の手順等の詳細を定めることとなっている実施要領が定められていないため、速やかに整備すること。

(参考)

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領（平成 25 年 7 月 3 日原子力規制委員会決定）（抜粋）

### 3. 実施時期

4. の年間計画において定めた時期その他必要な時期に実施する。ただし、登録認証機関等については、原則として、登録若しくは登録の更新又は直近の立入検査を行った日からおおむね 2 年以内に実施することとする。

### 8. 検査結果

#### (1) 許可届出使用者等

(略)

#### (2) 登録認証機関等

安全規制管理官（放射線規制担当）は、年度ごとに立入検査の結果を取りまとめ、原子力規制委員会に報告するとともに、ホームページ等において公表する。